# 令和5年度 会計年度任用職員募集要項 (吉田地区交流センター 事務補助員)

亘理町役場

(担当: 吉田地区交流センター TEL: 0223-36-3114)

## 1. 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは、1会計年度ごとに任用される非常勤の地方公務員です。

### 2. 募集について

- (1) 申込資格
  - ○次の地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者。
    - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく なるまでの者
    - ② 亘理町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
    - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で 破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - ○パソコン操作(ワード・エクセル)ができる者。

#### (2) 申込書類・期間

- ·申込書類:任用申込書(写真貼付) 1通
- ・申 込 先:吉田地区交流センター 担当 山田、米川
- ・申込期間:令和5年1月6日(金)から令和5年1月24日(火)まで
- ・受付時間:午前9時00分から午後5時00分まで(土日祝日を除く)
  - ※所定の様式は、ホームページよりダウンロード可能。
  - ※持参又は郵送(簡易書留等の確実な方法。期間内必着)により、期限までに申し 込んでください。なお、提出書類はお返ししませんので、ご了承願います。

#### (3) 選考方法

書類選考及び面接試験(令和5年2月中旬頃実施予定。申込者あて別途通知します。)

#### (4) 内定から採用まで

人員配置の都合等により任用とならない場合があります。

また、会計年度任用職員の任用は1会計年度ごとの任用となるため、再度の任用を希望される方は、毎年度申し込みが必要です。

#### (5) 募集職種

| 職種    | 採用予定人数 | 職務内容  | 給料                   |
|-------|--------|---|----------------------|
| 事務補助員 | 4名     | 吉田地区交流センター<br>(吉田地区町民連絡所・<br>吉田公民館・農村環境改<br>善センター・吉田体育<br>館)及び各種団体等に関<br>する事務・業務に従事し<br>ます。 | 月額150,100円 ~154,600円 |

<sup>※</sup> 給料欄の金額は、「亘理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「亘理町会計年度任用職員の給与に関する規則」に基づく金額です。

## 3. 任用後について

(1) 任用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## (2) 勤務場所・勤務時間

| 勤務場所         | 勤務時間      | 休憩時間      | 勤務日数  |
|--------------|-----------|-----------|-------|
| 吉田地区交流センター   |           |           |       |
| (農村創作活動センター内 | 午前8時30分から | 午後0時00分から | 週 5 日 |
| 事務室に出向する日もあ  | 午後5時15分まで | 午後1時00分まで | 週 O □ |
| ります)         |           |           |       |

## (3) 休日·休暇

土・日曜日、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休業です。ただし、行事等への従事のため、土・日曜日、祝日の勤務となることもあります。

休暇については、「亘理町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき、 年次有給休暇、特別休暇(忌引等)、介護休暇等を利用できます。

## (4) 給与等

「亘理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「亘理町会計年度任用職員の給与に関する規則」に基づき、給料・通勤手当・期末手当(年2回)を支給します。 また、継続して任用された場合には、任用形態によって昇給があります。

#### (5) 社会保険について

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。

※宮城県市町村職員退職手当組合の加入要件を満たす場合、雇用保険には加入しません。

## (6) その他

地方公務員法(以下、「法」という。)に定める以下の服務規程が適用され、分限・懲戒処分 を受ける場合がありますので、遵守する必要があります。

- ① 服務の根本基準(法第30条)
- ② 服務の宣誓(法第31条)
- ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(法第32条)
- ④ 信用失墜行為の禁止(法第33条)
- ⑤ 秘密を守る義務(法第34条)
- ⑥ 職務に専念する義務(法第35条)
- ⑦ 政治的行為の制限(法第36条)
- ⑧ 争議行為等の禁止(法第37条)
- ⑨ 営利企業等の従事制限(法第38条) ※兼業等がある場合、申出願います。

# 4. 問合せ・申込先

〒989-2331 亘理町吉田字大塚185番地 亘理町吉田地区交流センター 担当 山田、米川 電話 0223-36-3114